

# 岡山大学教育開発センター学生・教職員教育改善委員会会則

平成16年7月1日  
教育開発センター長裁定

## (名称)

第1条 本委員会は、岡山大学教育開発センター学生・教職員教育改善委員会(以下「委員会」という。)という。

## (目的)

第2条 委員会は、岡山大学教育開発センター運営委員会FD専門委員会(以下「FD専門委員会」という。)と密接な連携を図りつつ、学生・教員・職員相互の協力のもと、教育全般に関する企画・提言を行い、岡山大学の教育の改善を推進することを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 各学部から推薦された学生委員 各2名
- 二 委員会から推薦された学生委員 若干名
- 三 各学部から推薦された教員委員 各1名
- 四 教育開発センター専任教員及びFD専門委員会委員から推薦された教員委員 若干名
- 五 事務職員 若干名
- 六 その他、委員会が必要と認められた者 若干名

## (委員の任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とし、その他の委員の任期は1年とする。第1号委員において、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前委員の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号及び第2号の委員のうちから互選によって選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員の互選によって選出する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (活動内容)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 授業改善の企画・提言に関する事。
  - 二 カリキュラムの企画・提言に関する事。
  - 三 新しい授業科目の企画・提言に関する事。
  - 四 その他教育の改善に関する事。
- 2 協議を円滑に進めるため、ワーキング・グループを設置する。
  - 3 広報、記録及びワーキング・グループ相互の連絡調整等を行うため、総務会を設置する。
  - 4 ワーキング・グループ及び総務会に関し、必要な事項は別に定める。

## (会議)

第7条 委員会は、第3条第1項第6号委員を除く委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 委員会は、必要があるときは、関係学生及び教職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (運営)

第8条 この会則に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## (会則の改廃)

第9条 この会則の改廃は、委員会、FD専門委員会及び岡山大学教育開発センター運営委員会の議を経て行う。

## (庶務)

第10条 委員会の庶務は、学務部学務企画課において処理する。

## 附 則

この会則は、平成16年7月1日から施行する。

## 学生・教職員教育改善委員会申し合わせ事項

岡山大学教育開発センター学生・教職員教育改善委員会会則第8条及び第6条第4項に基づき、次のとおり申し合わせるものとする。

平成16年6月16日

1. 第3条第1項の第6号委員とは、WG活動のため必要と認めた委員会委員以外の教員・学生、あるいは第1号および第2号委員のうち、残留を希望した委員のことを指すものとする。本号委員は、第7条にあるように委員会の議事開催の可否を決定する人数に含めない。
2. 第3条第1項の第6号委員は、本人の希望により、第3条第1項第2号委員に変更できる。
3. 委員会（全体会）の事前（約1週間）にリーダ会を開催する。リーダ会は、委員長、副委員長及び各ワーキング・グループの代表で組織する。本会は委員長が招集し、各WGの検討状況を確認の上、審議事項、報告事項及びその他の事項としての確か否かを検討の後、全体会の会議資料として取り纏め、庶務に提出するものとする。
4. 第6条第3項の総務会は、基本的には委員長・副委員長で組織するが、これに各ワーキング・グループの代表を加えることができる。
5. 全体会成立を判断する総委員数には、本会よりも優先されることが妥当と判断できる行事（授業、会議、出張等）への出席・参加により欠席した委員の数を含まないものとする。
6. 委任状は、本会よりも優先されることが妥当と判断できる行事（授業、会議、出張等）への出席・参加の場合のみ認める。委任する相手は議長あるいは検討会委員とし、1名の検討会委員が委任される有効人数は1名とする（所属するWGのリーダあるいは委員が望ましい）。委任状の提出方法は、委任依頼者と欠席理由を明記し、委員長あるいはWGリーダに提出（メール可）することとする。